

入 札 公 告

次のとおり物品について一般競争に付します。

平成30年2月27日

国立大学法人東京芸術大学長 澤 和 樹

1. 競争入札に付す事項

(1) 調達物品及び調達数量等

平成30年度取手校地LPガス（JIS規格い号 業務用）供給契約
（別記仕様書のとおり）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能に関し、東京芸術大学長が別途指定する特質等を有すること。

(3) 納入場所 茨城県取手市小文間5000 東京芸術大学取手校地

2. 競争参加資格

(1) 東京芸術大学契約規則（以下「契約規則」という。）第2条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約規則第3条の規定に該当しない者であること。

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において平成29年度に関東・甲信越地域の「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

(4) 調達物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること及びその他契約規則第4条の規定に基づき、東京芸術大学長（以下「学長」という。）が定める資格を有する者であること。

(5) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3. 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8

東京芸術大学戦略企画課契約係 小林丈則

TEL 050-5525-2053

〒302-0001 茨城県取手市小文間5000

(2) 関係書類の提出期限

平成30年 3月13日 17時00分

(3) 関係書類の提出場所

〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8
東京芸術大学戦略企画課契約係

TEL 050-5525-2053

又は

〒302-0001 茨城県取手市小文間5000
東京芸術大学取手校地事務室

TEL 050-5525-2540

(4) 入札執行の日時及び場所

平成30年 3月19日10時30分入札

平成30年 3月19日10時35分開札

東京芸術大学事務局会議室（上野校地）

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他契約規則第20条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を納入できると学長が判断した入札者であって、契約規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 支払の条件

当該供給月の物品代金は、落札者からの適法な請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに支払う。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

別 記

仕 様 書

件 名 平成30年度取手校地LPガス(JIS規格い号 業務用)供給契約

荷渡し設置場所 茨城県取手市小文間5000
東京芸術大学取手校地内
A. 特定施設指定 2. 9 tバルク1基、B. 50 kg 容器2本(陶芸
プレバブ)、C. 30 kg 容器2本設置×2ヶ所(彫刻科プレバブ、
メディア教育棟前建物)

荷 渡 し 方 法 充填渡し(2.9 tバルク) 容器渡し(50 kg 容器, 30 kg 容器)

数 量 2.9 tバルク1基 50 kg 容器2本 30 kg 容器4本

予 定 数 量 27,629 m³/年 (A. 27,256 m³、B. 12 m³、C. 361 m³)
※数量については予定であり増減することがある。

LPGガス単価 1 m³当たりの単価 (①CPによる算定価格+②固定費単価※入札に
より決定した単価)

① CPによる算定単価方法

直近2か月のCP価格平均(ドル/t)×TTS為替(円/ドル)
÷1000(kg/t)

- ・TTS為替はガス単価算定月の前月26日から算定月25日の
平均為替(円/ドル)とする。
- ・小数点第三位を四捨五入とする。

CP(円/kg)を産気率0.482 m³/kgで除したもの
(小数点以下四捨五入)に入札により決定した固定費(円/m³)を
加えたもののガス単価(円/m³)とする。

② 固定費単価(基地経費、石油石炭税、経費含む)

契 約 期 間 平成29年4月1日～平成30年3月31日

費 用 LPガス供給に係る諸費用(ガスメーターR100含む)は、供給
者の負担とする。

納入要領

- (1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第36条第1項の規定により許可を受けた特定供給設備であって、同法54条3号イの基準に基づく特定設備検査合格証を有するバルク貯槽を使用する。
- (2) 供給者は、高圧ガス保安法第44条の規定に基づいて、経済産業省又は、協会の検査に合格した容器及び同法第49条の規定による容器再検査に合格した容器を使用するものとする。
- (3) 供給者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第16の規定に基づいて、ガスの供給をするものとする。

保安業務等

- (1) 供給者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第27及び第29条の規定する保安業務等を行うものとする。
- (2) 供給者は、緊急時対応の際は原則30分以内に現場到着すること。

